

◆ 林野火災対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般対策・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び森林管理者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化

- (2) 負傷者の救出、救護
- (3) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 災害現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互 応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編総則・災害予防計画第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努める。
- 2 亀岡市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

亀岡市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

亀岡市長は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとらなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 施設・設備の整備

亀岡市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、林野火災が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、林野火災事故周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第7 防災知識の普及啓発

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第3節に定めるところによるほか、入山者、林内作業者等に対する指導、普及啓発、監視等を行う。

第3章 亀岡市、京都中部広域消防組合の措置

亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性の強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等整備促進を図る。

第2 空中消火

関係機関の協力により林野火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な体制を整える。

第3 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4 防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するための措置をとるものとする。

2 普及啓発活動

標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及啓発と初期消火に対応す

るための設備の配備を促進する。

なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自発的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講じるものとする。

第1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生の危険の大きい期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に森林保全推進員を活用し、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、たき火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業によるものが主因であることから、この予防を図るため次のとおり措置を行うものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を炊くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

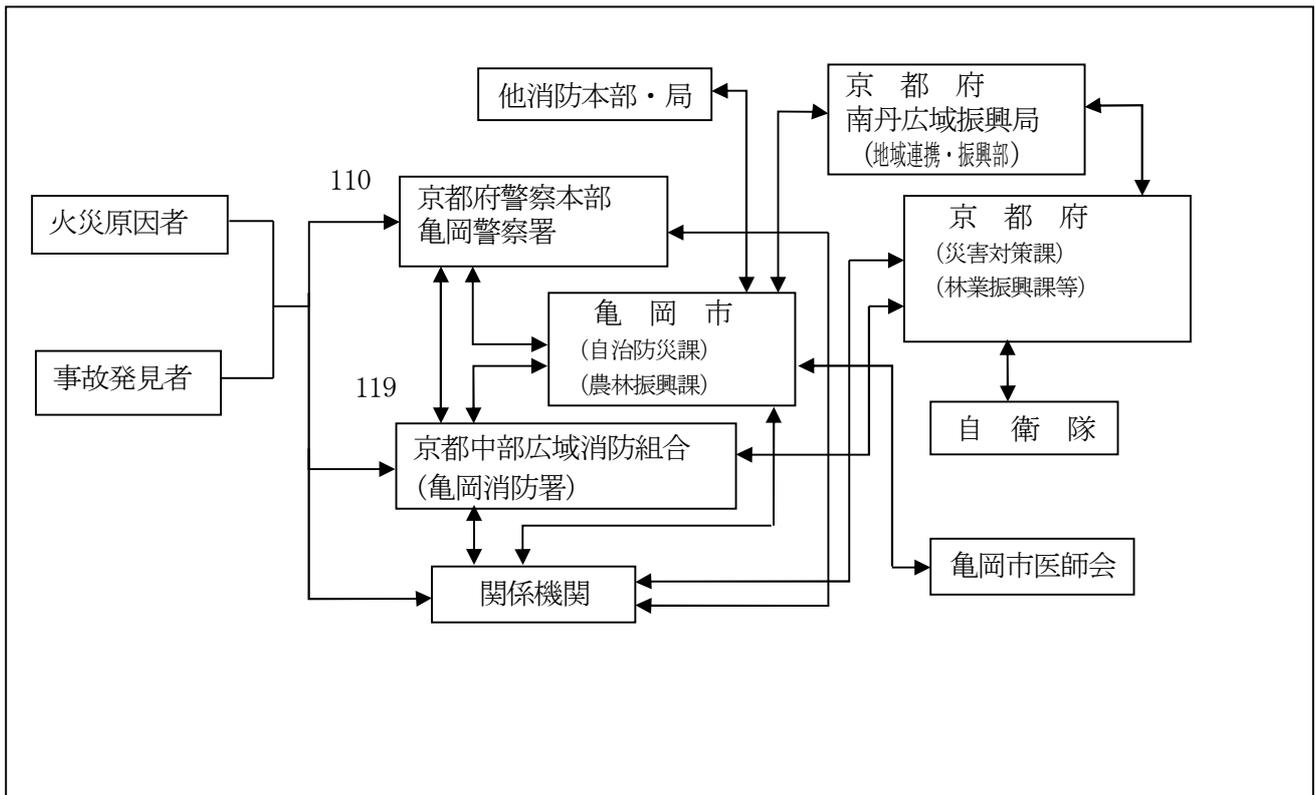
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する亀岡市長の許可を得たのち、防火の設備を整え、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 亀岡市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4 林野火災消防対策

平常時から次の事項に留意し、林野火災発生の際に亀岡市及び京都中部広域消防組合は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練の実施
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市林野火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の設置

林野火災が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、林野火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は林野火災対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 林野火災警戒体制の組織及び要員、林野火災対策本部の組織及び要員

林野火災警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、林野火災対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合は、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 亀 岡 市

亀岡市は、市域において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京 都 府

（1）京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(2) 京都府は、早期に林野火災に係る被害状況を把握するため、亀岡市等関係防災機関からの情報収集に努める。

(3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係機関に提供する。

(4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 林野火災発生時の通信連絡

亀岡市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の火災応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

亀岡市、京都府等関係防災機関は、林野火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断し、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃する危険性が大きい場合、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第2 京都府広域消防相互応援協定

亀岡市及び京都中部広域消防組合の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、京都府広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第5章 救助・救急活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節の定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報等により被害状況を早期に把握し、救助や立入規制等の体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、林野火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第6章 避難対策

林野火災発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難指示等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市林野事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、林野火災が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署長において行う。

第8章 自衛隊派遣要請

林野火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

亀岡市は、関係防災機関と協力、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

亀岡市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。